最新判決情報

2019年

[11月分]

OPH5ランプシェード事件

知財高裁 R1.11.26 R1(行ケ)10086 審決取消請求事件(大鷹一郎裁判長)

第 11 類「ランプシェード」を指定商品とする立体商標登録(右図)に対する無効審判が不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

被告である立体商標の権利者はデンマーク法人ルイス・ポールセン A/S であり、原告(無効審判請求人)はデンマーク法人のランプシェード「PH5」の リプロダクト品を輸入販売していた日本法人である。



本件商標は、ランプシェードの立体的形状であり、3条2項の適用を受けて商標登録されている。

本件には前哨戦となる事件があり、日本法人がルイス・ポールセンのヒット商品である「PH5」ランプシェードの形状を含む商標を商標登録し、その商標登録が、ルイス・ポールセンが請求した無効審判により無効とされた審決取消事件判決(H30.7.25)である。

この無効審判事件と並行してルイス・ポールセンは、日本法人に対して、「PH5」のリプロダクト品の輸入販売の差止めと損害賠償を求めて東京地裁に提訴し、これが認められている(H30.12.27)。

当サイトで紹介したように、侵害事件に対する抗弁として日本法人は、本件立体的形状が識別性を欠き、使用による識別性も欠いていることから無効審判により無効とされるべきであると主張した。そのほか被告日本法人は、ルイス・ポールセンは、日本法人の輸入を妨害するため本件商標を登録したので商標法 4 条 1 項 7 号の公序良俗違反であること、さらに本件立体的形状はその機能を確保するために不可欠な立体的形状であるので商標法 4 条 1 項 18 号に該当することなどを主張したが、いずれも否定されている。

これらの抗弁事由を無効理由として主張して本件立体商標に対して日本法人が無効審判を請求したのが、本件審決取消事件である。本件の裁判長は、先の審決取消訴訟と同じ大鷹一郎裁判長であり、今回の判決でも審決取消事件判決と同様の理由により、原告日本法人の主張は否定されている。